## 新旧対照表

## 【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後      |  | 改正前   |
|----------|--|-------|
| 1211. 90 | 1. ルイボスティー   | (新 規) |
|          | 本品は、乾燥させたルイボス(Aspalathus linearis)の葉から成るもので、ハーブの煎じ液を作るために使用される。<br>通則1及び6を適用 |       |